

平成28年第2回教育委員会議事録

日 時 平成28年2月6日(土)午後3時25分 開議
場 所 尾道市教育会館2階 会議室
署名委員 村井委員

午後3時25分 開会

山北委員長 ただいまから第2回教育委員会臨時会を開きます。

本日の会議日程は、印刷配付のとおりです。

会議録署名委員は、村井委員、お願いします。

日程に入ります。

日程第1、議案の審査に入ります。

議案第12号、市長が定める「尾道市立幼稚園保育料及び預り保育料徴収条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。

中司委員 恐れ入ります。短くかいつまんだよくわかる言葉で、要点を突いてお願いいたします。

信藤庶務課長 それでは、議案第12号、市長が定める「尾道市立幼稚園保育料及び預り保育料徴収条例の一部を改正する条例案」に対する意見の申し出についてを御説明いたします。本議案は、市長が市議会へ表記の条例を提出することにつきまして、尾道市教育委員会教育長事務委任規則第1条第12号の規定により、教育委員会の意見を求めるものでございます。

議案集の1ページ以降をご覧ください。条例改正の内容でございますが、現在月額6,300円としております幼稚園保育料の上限額を、平成29年度からの5年間で段階的に引き上げ、最終的には月額1万7,700円とするものでございます。事前の周知期間が必要であることを考慮し、平成28年度は据え置き、平成29年度から実施することとしております。

改正する必要性についてでございますけれども、昨年4月1日に子ども・子育て新制度が施行されております。これに伴い、幼稚園、保育所及び認定こども園が施設型給付事業という共通の枠組みの中で保護者の就労状況に応じた認定を受けて運用されることになりました。

具体的に申し上げますと、幼稚園及び認定こども園の幼稚園に相当する機能

を利用する場合は、1号認定の子どもとして認定を受け、教育標準時間、いわゆる幼稚園機能を利用者として給付をされることになっております。新制度における利用者負担につきましては、国が定める水準を限度として市町村が地域事情を勘案して定めることになりました。国が定める水準については、従前の幼稚園、保育所の利用者負担の水準をもとに、幼稚園、保育所の保育料との整合性の確保に配慮して定められ、施設の種類を問わず同一の水準とされております。幼稚園機能を利用する場合、国は従前の幼稚園保育料から幼稚園就園奨励費を除いた利用者の実質負担額を参考に、上限額を2万5,700円に設定しております。これに伴いまして、本市においても市内の私立幼稚園の利用者実質負担額を参酌し、保育料の上限額を1万7,700円に設定して、昨年4月に規則でこれを定めております。この制度に移行したことにつきまして、公立の幼稚園の保育料について次の課題が浮上してまいっております。

まず1点目は、公立と私立の幼稚園間で保育料の格差があるという点でございます。先ほど申し上げましたように、新制度においては保育所の保育料と同様に、公立、私立の同一の保育料を施行しております。現在尾道市の幼稚園の保育料は、同一の枠組みの中で運用される私立幼稚園の保育料と比較して非常に低廉であり、負担の公平性を欠いております。ちなみに、本市の認定こども園の幼稚園機能利用者の保育料は市立幼稚園の保育料と同額としておりますので、市立と私立間で大きな格差がございます。

もう一点は、保育所保育料との格差についてでございます。新制度においては、保育所の保育料と幼稚園の保育料の整合性の確保も施行されております。同一の枠組みの中で運用される保育所や認定こども園の保育所機能利用者の保育料は、市立の幼稚園保育料と比較してかなり高額であり、こちらも負担の公平性を欠いております。

なお、保育所保育料については、市立、私立の差はございません。

そういう中で、新制度において保育所、幼稚園、認定こども園が共通の給付の枠組みということになったことから、施設の種類を問わず保育料の整合性を確保する必要があるということでございます。国が定めております利用者負担の水準、上限額2万5,700円ですが、幼稚園、保育所の保育料の整合性の確保を配慮して定められたものでございます。また、本市が定めた保育料の上限額1万7,700円も同様に捉えられるものと認識しております。したがって、本市の市立幼稚園の保育料をこれと同一にすることで新制度全体における利用者負担の整合性を図ることができると考えております。

負担の均衡を図るということでございますけれども、利用者の皆様には負担

増をお願いすることになります。一方で、この新制度につきましては子育て支援策の充実が本来の目的でございます。この課題につきましては、担当部署である子育て支援課とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。なお、議案、4ページ、5ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。御審議の上、御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

山北委員長 ありがとうございます。

経過を少しお話ししますと、1月28日の1月の定例会の第6号議案で上程されていましたが「尾道市立幼稚園保育料及び預り保育保育料徴収条例の一部を改正する条例案」について事前の勉強もさせていただいて、それでもなお課長に短く簡単にとお話をしてもあれだけの説明が必要なほど非常に入り組んだ上程案だという大変な難しい課題でありました。よく短くまとめていただいたと感謝を申し上げますが、もう一度勉強し直そうということが一つ。それからもう一つは、数字だけを私たちが追ってしまったので、6,300円が1万7,700円に、それを市民感覚では許せないというシンプルな思いもあって、第6号議案を取り下げてもらって今日に至ったということです。

1月28日に皆さんから事前の勉強会でいただいた疑問点や質問に関して、今日最終的な議論として審議をさせていただければと思います。本日2月6日、お休みのところを申し訳ありませんが、この1点についてのみの臨時会を開かせていただきました。大切なことですのでどうかよろしくお願いをします。

ということで、先ほどの説明でさえも長く感じるくらい入り組んだ議案ですが、シンプルに言いますと、1万7,700円という数字は第5階層、だから言葉が適切かどうかわからないけども、富裕層が上限の1万7,700円、そして第1階層は0です。第2階層が2,400円は同じ、第3階層から6,300円が8,300円、第4階層が6,300円が1万2,600円、倍になるということも含めて、この根拠について勉強させてもらいました。そのことはもう皆さん確認はよろしいですか。要は尾道の私立の幼稚園の平均の入園料、平均の保育料が1万7,700円程度ということで、ここを上限にし、そこから各階層の就園奨励費を引いた実質負担額に応じて決まったということでもいいのですね。これに対しては皆さんの理解はよろしいですか。

大変入り組んだ計算方法ですが、この私立幼稚園の現状を基本に、そこに公平さを欠かないようにどう値上げをしていくかという思考ということでよろしいですね。それは今の尾道の保育状況が、私立の幼稚園、保育所、そして公立の幼稚園と保育所、今度新たにできた認定こども園、この3つが今欠くべから

ざる施設になっているという意味では、私立の幼稚園の保育料に合わせていくということになったということで理解を私にしたのですけれども、ベースはそれでよろしいでしょうか。

一応その上限1万7,700円という妥当性を確認した上で、皆さんから質問をお聞かせいただければ、それに回答いただいて審議をしていけばと思うのです。

中司委員 よろしいでしょうか。伺います。若い世代に負担をし、また少子化対策にも逆行するようなこの値上げ案、これに見合うだけのいろいろな施策を子育て支援課と協議をしながら進めていくというふうにおっしゃいましたけれども、具体的にどのようなことをお考えか教えてください。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。新年度の予算のことをごさいますして、現時点で明確なことを申し上げにくいところもごさいますけれども、教育委員会独自のところで申し上げますと、施設整備の面、1つには幼稚園のエアコンの整備が非常に遅れております。ここについて段階的に整備をしていきたいという中で予算をお願いしております。もう一点は、安全を確保という点をごさいますして、小学校と併設されている幼稚園の一部については機械警備による警備が入っているのですが、入っていない幼稚園もごさいますして、安全確保の点から、そういう園につきましてはセキュリティーのシステムを導入していきたいという思いで予算をお願いしているところでごさいます。以上です。

中司委員 二つという考えでよろしいのでしょうか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。現時点でいろいろ思はごさいますけれども、新年度予算をお願いしている内容とすれば、教育委員会独自のものとすればそういう内容になります。こちらについては、先ほど申し上げたように子育て支援課とも連携しながらいろいろと想定をしているところでごさいますして、新年度予算の内示の中で具体的なものは御説明をさせていただく機会があるかと捉えております。

中司委員 では、エアコンとセキュリティーの対策、これはもう決定ということで、教育委員会の方針としてはこれを強く要求するということでもよろしいのでしょうか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。教育委員会の事務局内部の中でも調整をさせていただきながら、それから過去の教育委員会会議の中でも御議論いただいた施設の整備のことも含めて、現状対応できるものとして想定したものでごさいますして、その整備のための予算をお願いしているところでごさいます。

中司委員 では、将来的な展望としてはどの辺まで考えておられるか、その辺をお聞かせください。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。具体的な、施設整備のところということでよろしいのでしょうか。

中司委員 この料金を上げるに見合う、こちらで考えているいろいろな展望をおっしゃってください。

山北委員長 料金を上げて、それをどこに充てるのかどんな展望を抱いているのかということと就学前教育をどうするのかというのはちょっと違うと思う。そうではなくて今まで負担を軽減するために補填をしていた低価格の公立幼稚園の金額を本来の額に上げるということで、上げた上での総額で今やろうとしていることをやるだけと思う。だから、上げた分が余分にあるからこれ何に使うのだというのとはちょっと違う、必ずしも一致はしない。だからといって、将来展望なしで何もしないということではないよね。どうですか。

佐藤教育長 委員長、教育長。将来的なところですから大枠で御説明を差し上げたいと思いますけれども、今幼稚園においてはちょっと数字がはっきりしませんが、3園か4園、一時保育というのですか、延長保育を行っておりますけれども、当然その北部の幼稚園の統廃合にあわせてそういったニーズも発生しております。学校と幼稚園が違う場所になって、行事関係の部分もありますので、どこをということを確認には言えませんが、北部の今の4幼稚園におけるところについては延長保育の課題もあるということで、こういった料金のアップに伴って、そういった一時保育とか延長保育のところは拡大、充実の方向に進めていきたいと思えます。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。これもその具体的なものとして現時点で明確なものをお示しできるという状況にはないのですけれども、検討すべき事項とすれば、今の幼稚園教諭の配置基準、国の基準が1学年35名に対して1名という割り当てになっておりまして、3歳児については25名という配置基準に基づいてやっております。ここの基準について、数字を変えることによってきめ細かい教育につなげられるのではないかと、まだこれは今後の検討事項にはなるかとは思いますが、そのようなことも勘案しているところです。

中司委員 繰り返します。施設整備、延長保育も、それから幼稚園教諭の配置基準をもう少しゆったりとさせていきたいと、このあたりを考えているということですね。料金的な整合性を図ることは、綿密にできているのですが、なかなかそれ以外のところが綿密な対策になっているのかなという感を受けました。ありがとうございました。以上です。

山北委員長 これはまた新しい制度のもとでみらいプランの続きを考えていくときに、この幼稚園の新しい制度のもとでどういう夢を描いていくかということ

ころでまた議論をしましょう。

この前の勉強会で私立幼稚園のほうを公立の保育園の保護者負担額に合わせたら公平ではないかと、それこそが保護者に則った優しい対応ではないかというふうな議論があったので、そういうことについて教えてください。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。このたびの制度の改正に伴う負担の均衡の図り方についてでございますけれども、先ほど委員長おっしゃったように、私立幼稚園の保育料を本市の幼稚園の保育料の水準とするという形での均衡ということでございますけれども、この新しい制度における利用者負担の考え方についてですが、公立、私立幼稚園間の負担の均衡を図るという視点のほか、幼稚園と保育所の保育料の整合性を図るということも同時に求められているところでございます。本市における私立幼稚園の利用者の実質負担額として設定された額、これは当然保育所の保育料とも整合性がとれた設定をされた価格ということに捉えておりますので、制度の設計上からもこの上限額1万7,700円に合わせるということが適切であると捉えております。

その中で低所得者に対する負担の軽減ということでございますが、応能負担という考えの中で所得に応じた保育料をお願いするということによって一定の配慮をしているつもりでございますし、また子どもさんが多くいらっしゃる家庭については、第2子、第3子の保育料を軽減するという負担軽減も同時に図っております。その中で料金体系ということで御理解をいただきたいと考えております。

山北委員長 もう一度私の言葉で解釈すると、私立幼稚園がその運営で国の補助を引いた分、平均して1万7,700円でやられている。それは国の補助金をもらっている以上、厳しい監査の上で経理的なものはチェックされているはずですからうそはないと思う。だから、それは妥当なのだろう。それにあわせて、今度の制度上、3つの施設の運営をしていく上で公立の保育料を私立幼稚園に合わせなければ、その差額は尾道市民が補填をするということになる。そういう公平性も検討しなければいけないということですね。また、幼稚園利用者に対して尾道市民全体がそれを負担するということにはならない、発想としては考えてはいけないことだろうということだというふうに見て良いのかな。

信藤庶務課長 新しい制度におきましては、幼稚園、保育所、それから認定こども園、これが一つの制度の中で、統一した制度の中で国、県、市が協調してその施設の運営をバックアップしていくというのが制度の設計でございます。その中で一定の公平ある負担額をいただくということの前提の中での支援ということでございますので、私立、公立の差もなく幼稚園、保育所、認定こども

園という施設の違もなく均衡ある料金体系の中で運営されるというふうな捉えをしておりますので、その中の均衡を図らなければその部分の補填は何らかの形で、恐らくは地元の行政が負担するという形をとらざるを得ないという流れになっていくものと認識しております。

山北委員長 もう一つ質問があるのが開始時期です。金額もそうなのですが、他市町との開始時期に差があると、差がつくれるぐらいだったら今しなくともいいのではないかと、本当に市民の感覚で単純な、ほかの市ができるのだからというふうに思うのですけれども、それについてはどうですか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。県内の市町におきまして、公立幼稚園を設置している自治体は本市のほかに10市町あります。そのうち、広島、福山、三原市以外の市町では、公立幼稚園の数は1園から2園と非常に少ない数でございます。広島市のように、全幼稚園児のうち公立幼稚園に在籍する園児の割合が非常に低い自治体も多く、また保育所の設置状況や認定こども園の設置状況など各自治体それぞれ状況が異なりまして、各自治体がどういう地域の事情によって判断をしているのかという調査はできておりません。10の市町のうち、福山市につきましては平成28年度から、安芸高田市は平成29年度から私立幼稚園の保育料の水準にするということになっておりますけれども、東広島市さんは公立の認定こども園の開設時期に想定をされておることとございまして、竹原市さんや廿日市市さんは、ともに改正の必要さは感じているけれども、現時点で具体的な改定の時期は明確にできていないということとございまして。

その中で、本市がこのタイミングで改定をということで御提案をさせていただいた理由の一つとして、平成23年度に策定しております就学前教育保育施設再編計画に基づき、幼稚園、保育所の認定こども園化を積極的に進めておるといふ事情がございます。この計画に基づきまして、既に市内には公立、私立の認定こども園が開設をされております。この認定こども園の保育料については、保育所機能を利用される場合につきましては公立と私立の差はなく同一の金額でございますが、幼稚園機能を利用する場合については、公立の上限額は市の公立の幼稚園の6,300円の金額に給食費相当額3,000円を加算された料金体系であるのに対し、私立の場合は上限額1万7,700円に給食費を加算した額ということで大きな差が生じております。本市としましては、今後も幼稚園、保育所の認定こども園化を推進していく方針とございまして、受け皿としては公立もあれば私立もあると想定をされております。その中で、その均衡を図るといふことは早期にすべき課題であるというふうに捉えておるところとございまして。

直近の事例で申し上げますと、本年の4月に外浦保育所、大浜保育所、そして中庄幼稚園が統合して私立の因島北認定こども園が開設をされます。因島の中には既に公立の因島南認定こども園が開設されておりまして、公立、私立間の負担の差というのが大きな課題になるということも想定をされます。したがいまして、負担均衡を図る方向性を示すべき時期としては現在が適切であるというふうに捉えておるところでございます。以上です。

村井委員 私因島なのですが、因島北認定こども園を開設するけれども、保育料に差があったら行かないということですが、保護者のほうから因島北認定こども園は非常に設備が整っているというふうな話をしているようです。私立だからしょうがないというふうな話があるけれども、先ほど中司さんが聞かれましたように、もらうお金を一緒にするのなら、その辺のサービスもまたいろいろな要望が出てくるかと思うので、よろしくをお願いします。

それと、先ほどの教員の配置基準を細かくというのか、増やすということですが、現在でも大分人が足りないで年中募集をかけているような状況ですけども、具体的には増やせるような見込みはあるのですか。

信藤庶務課長 現状の中で、多くの臨時の方もお願いをしながら園の運営をしておるとというのが実情でございます。一つには障害児の方、子供さんに対する加配措置というのが、それぞれの園の実態に応じて加配をする必要があるというところがございます。

もう一つ大きな要因としては、若い職員が非常に多いという中で、出産に伴う休暇等の取得というところの手当ての部分もでございます。そういう中で、非常に多くの臨時の方を雇用しながら運営をしているというのが実態でございます。そういう状況の中で、きめ細かな教育ということ想定しますと、1人当たりの職員が見る子供の数を少なくするというのとは一つの重大なテーマであるというふうには捉えております。これは全体の職員の採用計画の中での整理ということでございますので、なかなかハードルが高いという認識もでございます。こちらについては継続をしながら、具体的なものを現時点ではお示しができませんが、考えて検討していきたいというのが現時点の思いでございます。

山北委員長 要約したら村井委員と庶務課長の課題認識は同じで、村井さんが何か策はあるのかといたら、それは今のところありようがない。今のところは募集かけるしかないというところということですね。

村井委員 今不足ぎみなのですか。

山北委員長 本来の小・中学校でも不足しているのだから。就学前も不足ぎみではある。今のちょうど出産適齢期の女性たちの働き場所が多いということが

ある。小・中学校、就学前教育でいくと、2歳、3歳のあたりで本当に今の多動性とか障害者を確認して、親がそれを認めて、そしてそれに対する対応をするというのは、まだ2歳、3歳では気づかない、気づきたくない親が多い現状にある。それが小学校になって出てくるので、今度は小学校が逆に障害者教育に対する人の手当てがもっともっと要るようになる。幼・保、小・中、15歳までは本当に先生が足りないということが起こっている。一生懸命募集はかけているのだけれど。

中司委員 済みません。一つは待遇面の改善が必要だということなのではないのでしょうか。その件に関しましては。

山北委員長 待遇面はある。そうしたら、私たち民間のほうに人が来ない。本当に来ない。

中司委員 次世代への投資ということで、待遇面の改善というのはこの件とは異なりますけれども、何か考えておられますか。

山北委員長 幼・保の場合。

中司委員 保育士さんの待遇面の改善ということですよ。魅力ある職場にするような、そういう手だてが打たれているかということですよ。

宮本教育総務部長 委員長、教育総務部長。保育士、それから幼稚園教諭通じて処遇の改善ということをお尋ねだと思いますけども、これ全国的にも保育士が不足をしているというようなことで、いろいろ従前から国におかれても取組をされております。待遇面というのがお金の面だけではございませんで、市のほうでも、幾らかこれまでも臨時の方の賃金については引き上げをしまいつておりますけども、直ちにそのことで即求人につながってきてないというのが実情でございます。

国のほうで有資格者の方がいながら復職してこないもう一つの要因というのがございまして、御自身子供が好きなので、自分のお子さんを育てるために一旦職を離れられて、ブランクができてなかなか復職に踏み切れないといった方もおられるというの踏まえて、復職支援のような取組も国においてはなされておりますけども、直ちに成果が上がっているという状況ではございません。

また、市の処遇へ戻りますけども、単純にどこまで給料を引き上げれば戻ってこられるかというのがなかなか難しゅうございまして、民間の当然法人が運営されている幼稚園、保育所、認定こども園というところも同じような悩みを抱えておられますので、公立だけ処遇を改善すればということで全体が改善してまいりませんので、このたび国がこの新法で処遇の改善等も全国へ向けて図るような考えもあるようですので、そのあたりで少し状況が変わればというふ

うには思っております。

山北委員長 中司委員が言っているのもわかる。今のままでいいという思いでずっとやっていくのは逆に減ってしまう可能性があるから、毎回毎回待遇改善をどういうふうにやったらいいかというのは主要課題でもっておいてほしいという思いだろうと思います。

村井委員 先日幼稚園の関係者の人にお聞きしましたら、尾道市の幼稚園の先生とか保育士の先生の採用に実技テストがなかったのだそうです。しかし、実際にピアノを弾いたりしないといけないので、それが苦痛でやめる人が多かったらしいのです。その人が市長さんにも相談したりして、幼稚園の先生か保育士さんの採用試験に実技試験も入れてくださいということで何年か前から入れるようにして、それで本当にそういうことも好きな人が入ってくるようになった。だから、大分やめる率は減ったというふうに聞きましたけれど、そうですか。

宮本教育総務部長 離職率を従前と比較をしてはおりませんが、実技試験を導入したことによって、それを理由にというのは余り変わってないのでは。

村井委員 他の市町の採用試験はそういうピアノを弾くことも入っている。尾道だけ入っていなかったらしいのです。幼稚園の関係者からいいことだったとお聞きしましたので。

山北委員長 それ一つとっても、いろいろやるべきことをやっていったら改善をされていくということですね。

中司委員 そうですね。現場の声を聞いて、そのニーズに合わせた対応をとることで随分違っていくのではないのでしょうか。

山北委員長 村井さんは、そういう現場の声を聞くのは得意。

中司委員 お人柄が出ています。

村井委員 いえいえ。

宮本教育総務部長 済みません。これも子育て支援につながっていることですが、育児休業が制度化されまして、市においては従前育児休業1年だったのが3年という形で延長になった。そういったことで育児休業の期間が延びましたので、さらに資格者の方を確保するのは難しくなっているという状況はございます。

もう一つは、結婚をされて配偶者の方と一緒に別の住所地へ行かれるということで退職されるというケースもございます。

山北委員長 戻りたいのですけれども、要は、2つ目の質問は私なりには理解したのですけれども、公立幼稚園、保育所については、三原、尾道、福山の状

況が少し似ています。その似ている中で、福山はもう27年度に1万円台に上限を上げて、29年度に1万9,200円にまでしている。財政的な負担のこともあるでしょうからこの制度に則って、早々と上げている。比較して、三原が29年、28年度以降は上げてないという他市比較での、これ三原は財源どうするのだろうかという心配をしてもいけないのですが、一遍聞いてみておいてください。基本的には、保育料を上げていくというのはこの制度に則ってということですから、制度に則って尾道市はやっていこうという、その姿勢はそれでいいのではないかなというふうには思っています。

中司委員 それに関してもう一つ質問です。

一遍に引き上げられた福山市では、御父兄の方、利用者の方の反応はどうだったのでしょうか。抵抗はなかったのでしょうか。それをお調べください。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。福山につきましては、在園児については上げないという経過措置を持っています。福山に電話確認した限りでは苦情は聞いておりませんという感じでした。

山北委員長 保護者が苦情を言う窓口、消費者窓口があるわけではないから、そういう意味では私たち教育委員が市民の声を届けるということも必要だろうと思います。

中司委員 確認なのですけれど、尾道も在園児は大丈夫なのですよね。在園児を上げるのですか。

佐藤教育長 委員長。尾道は、幼稚園で1年保育もあれば2年保育もあり、3年保育のところもあるのです。福山の場合は、もう2年保育ということで条件が同一だということです。ですから、条件が違うところで、新しい人は同じ年度で上がりますよ、在園児の人は上げませんよということにはならないので、基本的には同じ年度におられる方については幾らという設定の仕方を、今この提案では考えています。

中司委員 そのあたりが苦情のなかった原因かもしれません。具体的に今通っている人は何の負担もなかったわけですから、苦情はないだろうということは納得できました。しかし、尾道の場合には今行ってらっしゃる、現に幼稚園に通わせてらっしゃる方が上がっていくので、そのあたりは多少抵抗も予想されるかなという気がいたしますけれども、そのあたり、どのような対策を考えておられますか。事前説明とか苦情対応とか、そのあたりをお聞かせください。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。先ほど教育長申し上げたように、1年保育から3年保育があるという中で、対応が統一的にはできないというところがある事情は御理解をいただきたいと思います。

まずは、そういう意味からいいますと、経過措置という中で今この引き上げの部分は条例としてはお示しをさせていただきますけれども、実施時期を1年先に延ばすという形での十分な周知期間を設けるとというのが一つの対策であるというところではございます。

それから、そういう1年保育から3年保育にある中で、当初3年ということも想定をしていたわけですが、その在園期間の中で最高額までには到達をしないという部分での配慮ということ想定して3年としていたわけですが、それを今回5年後ということでもございましたので、入園のタイミングによって違いますけれども、当面は最高の額のところまでは到達しないという中で対応をさせていただくというところではございます。

その苦情の対応ということでございますが、これはもう制度的なところでございますので、しっかり説明をさせていただいて御理解をいただくということが基本的なスタンスであろうと思っております。以上です。

中司委員 予期せぬことに関してはかなり怒りが募りますけれども、きちんと周知徹底をさせるということでは怒りを緩和するということではできると思いません。保護者にとって、若い世代にとって、これだけの額が上がるということはとても負担は大きいことですので、事前説明を必ず設けるように、それも何かリーフレット1枚配って終わりというのではなく、きちんと市のほうで説明に行き納得をしていただくよう要望いたします。

山北委員長 もう一つ提案していたのが、激変緩和の措置を考えられないかということです。3年で試算をされていたのを、尾道の方式としては5年に延ばすことですね。これは皆さん確認をさせていただいてよろしいですね。

以上、精査して勉強もさせてもらいました。この制度を施行していく以上は、これを受けてやらなければいけないというのが1点。それから、私立、公立も一緒になって子供たちを支援していく体制をつくるという意味でやらざるを得ないようになっている。であるならば、できるだけ負担が緩和していくように、3年ではなく5年に。またそういう負担がある以上、保護者が納得いくような説明をし、保護者が納得いくような未来図を描いているいろいろな対応をしてほしいということで、今一応答えが出ました。上限1万7,700円ですけれども、一番多い第4階層が1万2,600円、そして第3階層が8,300円、第1、第2階層は今までどおり0円と2,400円ということで、それを5年の激変緩和の措置をとってやっていくということで議論を終わらせてよろしいでしょうか。

中司委員 これは議決をとるということですね。ここで言明を申し上げたいと思います。

次の世代、若い世代に対して、これ満場一致で可決するということはどうしても私にはできませんので、私は反対をさせていただきます。以上です。

村井委員 因島北こども園と南こども園の差について確認するのですが、因島北認定こども園で、従来の中庄幼稚園から行く子供については安い値段が適用されて、今年の4月に入る子どもは、いくらに設定されているかわからないけれど、上限1万7,000円を取られるということなのですね。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。中庄幼稚園からこのたび因島北認定こども園に通園されることになる方につきましては、これも激変緩和の措置ということでございますが、費用の負担が増える部分の半額を行政で補助金として給付することによって負担の軽減を図るという対応を考えておりまして、これを新年度予算で計上させていただいているところでございます。以上です。

村井委員 負担の半額ということは、半額は上がるということですか。

信藤庶務課長 はい。

村井委員 具体的に負担はいくらになるのですか。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。私立の認定こども園の料金体系ということですので、上限が1万7,700円、階層がございますので個別に計算をしていく必要がありますけれども、現状の部分で言うと幼稚園が6,300円が1万7,700円で、差額が1万1,400円、その半額をとということになるかと思えます。

山北委員長 返すのですね。

信藤庶務課長 はい。

村井委員 先ほどのいろんな面での周知徹底とか不満が出てないかということでしたけど、そこら辺は大丈夫なのですね。

信藤庶務課長 委員長、庶務課長。こちらにつきましては、因島北認定こども園の開設に向けた事業者さんの説明会というのがこれまでも何回も開かれておりますけれども、これは全体、地域の方や保育所に通っておられる方も含めた説明会で行ったので、私どものほうで中庄幼稚園の保護者の方を対象とする説明の機会を設けまして、料金が変わってくるのだよというようなところ、それから市のほうとすればそこを補填するための補助金という形で支援をさせていただくということは、保護者の方にはお伝えをさせていただいているというところでございます。

村井委員 大丈夫ということですね。

山北委員長 これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

これに関しては挙手をさせていただきます。賛成の方、挙手。

〔賛成者挙手〕

山北委員長 4対1で原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって本日の日程を終了させていただきます。

本日の会議を散会すると同時に、第2回教育委員会臨時会を閉会いたします。

次の定例教育委員会は、2月23日を予定しております。

ありがとうございました。

午後4時25分 閉会